

シェルターインクルーシブプレイスコパル(山形市南部児童遊戯施設) 飲食テナント募集要項

株式会社夢の公園（以下「夢の公園」という。）は、山形市南部児童遊戯施設シェルターインクルーシブプレイスコパル（以下「コパル」という。）内において、来館者や地域住民に対し商品とサービスを提供していただける飲食テナントを募集します。

1. 施設運営

株式会社夢の公園

2. 募集箇所の概要

所在地：山形県山形市片谷地580-1

施設名称：シェルターインクルーシブプレイスコパル（山形市南部児童遊戯施設）

種別：飲食店

面積：50㎡

業種：飲食店

3. 運営の条件

(1)基本的な運営方針

次の点を十分に考慮して、運営の提案を行ってください。

ア)コパル来館者のみならず、地元住民や観光客など幅広く利用できる店舗であること。

イ)コパルのコンセプトやターゲット層に合うメニュー構成・品揃えとすること。

ウ)付帯設備・機器以外の機器を使用する場合は、夢の公園と協議すること。

エ)従業員、パート職員等の雇用については、テナント事業者にて対応すること。

オ)テナントには食品衛生責任者を配置すること。

カ)応募を行い、決定を受けたテナント事業者が直営をすること。

キ)管理・運営は夢の公園の運営方針に従うこと。

ク)開業前・開業後を含め夢の公園と定期的に打合せを行い、コパル事業の活性化に向けたイベントや防災訓練等への参画など積極的な協力体制に努めること。

ケ)収支の管理を行うこととし、収支の実績は夢の公園に報告すること。

(2)休業日及び営業時間

ア)コパル休館日

毎月第2・第4火曜日（祝日の場合は翌日）及び元日

イ)営業時間

9時～18時

(3)管理責任者

運営にあたり、従業員を適切に指導監督できる管理責任者を配置してください。

(4)設備等の設置

当該テナントの設備・機器・備品等については、全て運営事業者の費用負担により行っていただきます。備品搬入等のスケジュール等は、夢の公園と協議していただきます。

(5)経費の負担

ア) 上記(4)のほか、運営に係る従業員人件費、原材料費、リネン・ユニフォーム等のクリーニング代、電気・水道料金、設備及び備品の維持に係る費用、テナント内の衛生管理・清掃代、ごみ処理費、通信料金(加入権、工事費を含む、各種保険等の費用については、全て運営事業者において負担していただきます。ただし、一部業者を指定する場合があります。

イ) その他テナント区画内で生じる店舗造作等原状を変更する場合は、市および夢の公園の許可が必要となり、夢の公園が業者を指定する場合があります。

ウ) 営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については全て運営事業者の負担において行っていただきます。

4. 売上手数料および運営期間

(1)月額売上手数料

初年度月間売上金額の5%、次年度より月間売上の7%を夢の公園へ支払う

(2)運営期間

使用許可日から令和8年9月30日とします。令和8年9月30日以降も継続して使用を希望する場合は、夢の公園への申請が必要になります。指定管理者は申請を受けた場合、運営事業者の使用状況、他の事業者の参入可能性、来館者や地域住民へのサービスへの貢献度その他一切の事情を勘案し、更新を認めるか判断します。

5. 応募の資格

応募者は次に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。

(1)条件を理解し、出店に意欲のある者であること。

(2)市 や夢の公園と協調、協力できること。

(3)優良なサービスを提供できる能力を有していること。

(4)運営を円滑に遂行できる安定かつ健全な財政能力を有しており、経営状態が良好であること。

(5)営業に際して必要な許可、免許等を有する者又は許可、免許を受ける事が確実な者であること。

(6)過去に1年以上継続した飲食業の営業実績がある、若しくは現在飲食店を 営業していること。

(7)過去3年間、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

(8)過去に店舗運営補助金を受けた履歴がないもの。

(9)許可日から概ね一か月以内に営業を開始すること。

(10)次のいずれにも該当しないこと。

ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者であること。

イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号に該当する団体又は団体に属する者であること。

ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者であること。

エ) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者であること。

オ) 破産法(平成16年法律第75号)第18号若しくは第19号の規定による破産手続開始の申立てがされている者又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法第32条若しくは第133条の規定による破産の申立てがなされている者であること。

6. 募集等のスケジュール

選定の手順	日程
募集要項等の公表	令和6年4月1日(月)
エントリー受付期間	令和6年4月1日(月)～令和6年5月31日(金)
一次選考会	令和6年6月7日(金)
二次選考会	令和6年6月末予定
内定通知書の送付	令和6年7月上旬予定

※入居決定者は、営業までの間、諸準備等を行うとともに市及び夢の公園と協議及び調整を行います。

7. 応募方法

(1) 一次選考

以下Googleフォームに入力後送信をお願いします。

エントリーフォーム：<https://forms.gle/qUE8cyXejLARAckW7>



提出期限：令和6年4月1日(月)～令和6年5月31日(金)

(2) 二次選考

追加資料を持参または郵送により期間内に提出してください。

提出の際は、封筒の表書きに「テナント応募書類在中」と朱書きで記入してください。

〒990-2316 山形市大字片谷地580-1 シェルターインクルーシブプレイスコパル

持参の場合、午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く)

※郵送の場合は、投函5日後にコパル宛に受領確認を電話で行うこと。

(3) 質問の受付

応募にあたって質問のある場合は、随時受け付けます。

受付方法：「10. 問い合わせ先」にあるgoogleフォームに入力後送信をお願いします。

通常3営業日以内に、記載されたメールアドレス宛に返信いたします。

8. 審査のながれ

(1) 一次審査

ア) エントリーシート (googleフォーム) を送信後、3営業日以内に一次審査選考会のご案内をメールにてお送りします。指定された日時をご確認ください。

イ) 2024年6月7日(金)の一次選考会にご参加いただきます。事業者には10分間のプレゼンテーションを行っていただきます。

ウ) 選定審査会は非公開とします。

(2) 二次審査

ア) 一次審査終了後、通過した応募者にのみ追加資料提出の連絡をいたします。該当者は、追加資料を6月28日(金)までに郵送または持参にてご提出ください。

イ) 審査基準に基づき総合的に審査を行います。また、一のテナントに対し応募者一者であっても、選定審査会に諮り、審査を行います。選定審査会において不適切と認められた場合は、再度募集を行う場合があります。

ウ) 選定審査会は非公開とします。

(3) 二次選定基準と評価点

	評価項目	点数	評価内容
1	経営理念・コンセプト	5	経営理念に賛同できるか
		10	事業の実施方針・事業コンセプトに賛同できるか
		10	地域経済への貢献性に期待できる事業かどうか
2	商品・サービス企画	10	子育て層の需要に応え、地域の魅力向上に貢献する事業であるか
		5	地域産品を活かし、適正な価格設定を行っているか
3	運営体制	10	必要な資格保持者が配置されているか 人員配置計画に無理はないか 採用計画に無理はないか 経営者及び中心となるスタッフが経験者か
4	収支計画・資金計画	15	事業計画や収支計画等が実現可能で妥当か
5	運営実績	10	経験や実績があり、一定の運営ノウハウを持ち合わせているか
	運営状況	10	運営を続けていける財務状況であるか 資本調達の実績を有しているか (通帳の写し)
6	工程計画	5	市や夢の公園、取引先との関係構築、従業員採用の検討がなされているか
7	地域加点	10	山形市内に本拠地を構える企業であるか
合計 (評価点)		100	

(4) 選定方法

合計得点により順位を決定します。ただし、評価点が60点に満たない場合は、いずれの応募者も選定しません。

(5) 選定結果

選定結果は、令和6年7月上旬までに選定事業者のみ郵送にて通知する予定です。

9. 注意事項

- (1) 応募や審査等の手続きに要する費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 提出された提案書類はいかなる場合でも返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) 提出された提案書類は、選定以外の目的に使用することはありません。
- (4) 提出された書類は、原則差替え及び再提出はできません。
- (5) エントリーフォームを提出した後に応募を辞退する場合には、以下お問合せフォームよりご連絡ください。
- (6) 応募書類の作成にあたっては、日本語及びメートル法を使用してください。用紙は日本工業規格A4とします。
- (7) 応募書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った事実が認められた場合は、失格とします。

10. 問い合わせ先

以下お問合せフォームに入力し送信してください。 3営業日以内に返信いたします。

株式会社夢の公園

飲食店出店応募者用問合せ用 googleフォーム：<https://forms.gle/wG9N6BC3KJ9ST1ww5>

